

(4) 最低賃金に関する動き

a 労働組合の動き

(a) IG メタル副会長が、法定最低賃金を要求

ア 概要

2005年1月26日、IG メタル^(註7)副会長のベルトホルトフーバー(Berthold HUBER)副会長が、法定の最低賃金制度の制定を求める発言を行った。

イ 経緯

欧州大陸の中で、法定の最低賃金制度を有し、それが大きな社会的影響力を及ぼしているフランスなどとは異なり、ドイツには、法定最低賃金制度が存在しない。産業・地域別の労使による労働協約によって、労働条件が規定され、これが、実質的な法定最低賃金の役割を果たしてきた。

しかし、東欧・アジアなど、より安価な労働費用の地域へのドイツ企業の流出などが進展すると、国際競争力重視の観点から、こうした産業・地域別の労働条件取決めではなく、個々の事業主の業績を反映した形——産業・地域別賃金水準から外れ、事業所(企業)単位で取り決めに結ぶ——で、労働条件の決定がなされる動きが強まった。

2003年にはこうした事業所(企業)単位での労使取り決めがIG メタル内で254件だったのに対し、2004年には、それが383件に増大している。

そしてIG メタルは、2004年2月には、雇用の場が確保・増加さえされれば、喫緊の必要性がなくても、企業別で、産業・地域別賃金水準協約(「平面」労働協約: Flächentarifvertrag)から抜け出ることができるという、いわゆる「開放条項(Öffnungsklausel)」を初めて認めた。

この開放条項について、こうしたことを認めれば産業・地域別労働条件の決定機能が失われる、とする労働組合関係者からの批判がある。これについてフーバー副会長は、この条項があればこそ、国内の何千もの雇用が守られたのであると反論している。

こうした事業所単位での労使合意の進展で、産業別労働協約の最低賃金確保機能の低下を懸念したDGB^(註8)など国内労働組合は、2004年になってしばしば法定最低賃金の新設を求める動きを見せるようになり、2004

年11月末にはDGBとSPD^(註9)との間で、法定最低賃金の導入に向け交渉が行われたが、失敗していた。これは主に労働組合側の意見がまとまらなかったことにあった。

こうした中、IG メタルは、法定最低賃金制度の新設を改めて要求する姿勢を示したものである。

b 政府の動き

(a) 法定最低賃金問題に関連して、政府が制度改正方針を決定

ア 概要

2005年5月11日、政府^(註10)は増え続ける外国人による低賃金労働に対応するため、非居住者がドイツ国内に建設労働者を派遣する場合に労働協約賃金が適用されることなどを規定している法律である「労働者派遣法」(Arbeitnehmer-Entsendegesetz)^(註11)の適用範囲をすべての産業に拡大する方針を決定した。

イ 内容

労働者派遣法は、外国に所在する事業主に対して、ドイツにおいて労働者を雇用するに当たっては、一般的拘束力宣言がなされた労働協約^(註12)で決まっているドイツの労働条件(賃金など)を守ることを義務づけている。同法の適用範囲は、従前は建設業のみに限定されていたが、今後は全産業に適用されることになる。

本法改正方針の決定に当たってクレメント経済労働相は、以下のようにコメントしている。「この法改正によって、今後、全産業の労使(Tarifpartner)は、連邦全域に適用される賃金額を労働協約で決めるようにすることで各産業における賃金ダンピングを抑止できるし、公正な労働条件の下で(ドイツで活動する)外国企業との競争に臨むことができる」。「労働協約高権(Tarifhoheit^(註13))が労使の許に残る点で法定最低賃金を制定するより優れている」。

ウ 背景

EU内で相対的に高賃金であるドイツに、新規加盟国等から国内労働者より低賃金の労働者が流入し、それに伴う問題への対策が政府、政党により模索されている。

欧州大陸の中で、法定の最低賃金制度を有し、それ

が大きな社会的影響力を及ぼしているフランスなどは異なり、ドイツには、法定最低賃金制度が存在せず、産業・地域別の労働協約により賃金を含む労働条件が規定され、これが、実質的な法定最低賃金の役割を果たしてきた。

他方、EU の拡大に伴い、ポーランド等 EU 新規加盟国は、他の加盟国に事業サービスを提供する権利を得ることとなった。

これにより問題となっているのは、新規加盟国の事業主が、ドイツ国内の事業を請け負い、労働者を派遣する形式をとることや労働者が自営業を装うことで、ドイツでの労働協約による最低賃金等の労働条件規制を逃れる者が増加していることである。EU 指令(96/71)では、こうした労働者については、「法律に基づく最低賃金の適用」や「建設工事では一般的拘束力を持つ労働協約による最低賃金の適用」を求めている。最低賃金法のないドイツでは、労働者派遣法を定め建設業のみ外国からの派遣労働者に労働協約による最低賃金の適用を定めていた。しかしながら、EU の拡大に伴い、精肉業など他の業界でも同種の事例が増えてきたことから、今回、労働者派遣法の適用範囲を全産業に広げることとしたものである。

労組側のかかなり多くが法定最低賃金を制定して、そうした外国人労働者の低賃金の問題を解決することを要求した。これに対し、政府側は、法定最低賃金を制定する方法では労使自治^(注13)が失われることが危惧される、などとし、既存の労働者派遣法の適用範囲を全産業に拡大することによって、全産業における外国人低賃金労働者の問題を、労使が労働協約によって決定することができるようにする方針である。こうした方法によって、外国人労働者の低賃金問題・最低賃金問題を解決させることを選択したものである。

なお、東欧・アジアなど、労働費用がより安価な地域へのドイツ企業の流出などが進展するなかで、労働協約による地域・産業別の労働条件取り決めではなく、個々の事業主の業績を反映するため、事業所単位で取り決めを結び、労働条件を決定する動きが強まっている。こうした事業所単位での労使合意の増加や、上記の低賃金外国人労働者の問題から、従来からの産業別労働協約によっては、全労働者に公正な最低賃金を適用させ

ることが、十分にできなくなってきていた。このことを懸念した DGB など国内労働組合は、2004年になってしばしば法定最低賃金の新設を求める動きを見せるようになったが、現在に至るも成功していない。

(5) 政府によるアジェンダ2010に係る、20の新方針の公表

a 概要

社民党(SPD)シュレーダー首相の率いる連邦政府は、ハルツ法と称する一連の法律パッケージを成立させるなど、社会保障・労働市場改革をここ数年進めてきた。そして2010年時点を目標に、ドイツが国際競争力・成長を確保し、社会福祉国家を維持できるようにするための種々の目標を整理していた(「アジェンダ2010」という。詳細に関しては、2003～2004年海外情勢報告参考)。

こうした中、政府は、2005年4月14日、政府ホームページに、アジェンダ2010の現時点での進展状況・今後の予定を整理し、重点20項目として発表した。

〈表2-26〉アジェンダ2010の継続に関する20の対策

対策 (主要なもの)	管轄省庁	経過/期限/註
1 株式会社法人税引下げ ・法人税税率の25%から19%への引下げ。 ・最低所得課税(Mindestgewinnbesteuerung)の変更。	連邦財務省	アイヒェル連邦蔵相・ディークマンノルドライン・ヴェストファーレン州蔵相・ファルトルハウザーバイエルン州蔵相の2005年4月8日の第1回合会。 作業委員会での合意を受けて4月に立法手続き開始に関する閣議決定を目指す。 目標：2006年1月1日施行。
2 個人企業(小規模個人事業者)の営業税減税 所得税計算時の営業税の税額控除枠を1.8%から2%に引上げ。	連邦財務省	同上
3 中小企業(KMU)事業承継時の税負担軽減 事業承継時、資本移動税(Erbschaftsteuer)の猶予と、事業継続1年ごと年間10%の同税減額。事業継続10年で、資本移動税全廃。	連邦財務省	連邦大蔵大臣アイヒェル氏とノルドライン・ヴェストファーレン州大蔵大臣ディークマン氏、バイエルン州大蔵大臣ファルトルハウザー氏の2005年4月8日の第一回合会。 ファルトルハウザー氏よりの提言予定。 作業委員会での合意を受けて4月に立法手続き開始に関する閣議決定を目指す。 目標：2006年1月1日施行。
4 中小企業に対する技術革新プログラム 技術革新中小企業に対する、復興金融院(旧東ドイツの復興を目的に設立されたもの)による、市場金利を2%下回る利息での融資	連邦財務省・連邦経済労働省	2005年4月27日の閣議決定(ゲスト：復興金融院の筆頭理事ライヒ氏)。
5 官制的形式主義の軽減 a)復興金融院に「Startothek」と呼ばれる情報システムを導入 b)法令整理法(Rechtsbereinigungsgesetz)約360の法令廃止	連邦経済労働省 連邦内務省 連邦法務省 連邦農林食料省	情報システムの移行は議決必要事項。 財源は確定。資金調達は明確。 閣議決議は2005年4月27日。 システム導入は2006年1月1日。 5月4日に全閣僚共同決定、2006年1月1日施行。